

電力取引監視等委員会
電気料金審査専門会合（第8回）

1. 日 時：平成27年11月6日（金）15：30～17：30

2. 場 所：経済産業省本館 地下2階 講堂

3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、山内委員
（オブザーバー）

株式会社F-Power 沖取締役

消費者庁消費者調査課 金子課長

資源エネルギー庁電力市場整備室 小川室長

（説明者）

北海道電力株式会社 藤井取締役 常務執行役員

東北電力株式会社 田苗常務取締役

東京電力株式会社 武部常務執行役 パワーグリッドカンパニー・プレジデント

中部電力株式会社 松浦取締役 専務執行役員

北陸電力株式会社 高林取締役 常務執行役員

関西電力株式会社 土井取締役 常務執行役員

中国電力株式会社 松岡常務取締役 流通事業本部長

四国電力株式会社 長井常務取締役（総合企画室長）

九州電力株式会社 山崎上席執行役員 電力輸送本部長

沖縄電力株式会社 仲里常務取締役

○都築NW事業監視課長 それでは、これから第8回電力取引監視等委員会電気料金審査専門会合を開催させていただきます。

本日もご多忙のところ、委員、オブザーバー各位におかれましてはご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本日でございますが、秋池委員、河野オブザーバー、市川オブザーバーにおかれましては、ご都合によりご欠席と伺っております。

また、本日、説明者といたしまして、北海道電力の藤井常務、東北電力の田苗常務、東京電力・武部常務、中部電力・松浦専務、北陸電力・高林常務、関西電力・土井常務、中

国電力・松岡常務、四国電力・長井常務、九州電力・山崎上席執行役員、沖縄電力・仲里常務の10名の方にご出席をいただいているところでございます。

では、以降の議事進行を安念座長にお願いをいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、いつものとおり、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、1、前回までの会合において委員の皆さんなどからいただいた指摘事項へのご回答、2、需要地近接性評価割引について、この2つについてご議論をいただきます。

それでは、まず、前回までの指摘事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

○都築NW事業監視課長 それでは、お手元の資料3—1をごらんいただければと思います。「電気料金審査専門会合における指摘事項について」というところでございます。

本日でございますが、この後に東京電力から指摘事項に対する回答をいただいた上で、残りのものにつきましては本日の論点の中で対応をさせていただくということになってございます。

以上でございます。

○安念座長 それでは、実質説明ゼロの後で、今ご指摘のあった東京電力さんから、周波数調整機能についてご説明をお願いいたします。

○東京電力（武部） それでは、東電の武部からご説明させていただきます。

資料3—2をお願いいたします。

ご指摘内容は、現状の発電機への調整機能具備状況をもう少し具体的に説明するようというお話であったかと思えます。

この表をごらんいただきますと、大きく右左、25万キロワット未満と以上のユニットに分けまして、上から自社火力、自社の水力、それから当社が購入いたしております他社の火力・水力ということで整理をさせていただいております。

出力25万キロ未満をごらんいただきますと、大半のユニットが周波数調整機能なしということで、合計のところは、全部の台数414台中298台で、出力は430万キロ程度。一方、若干周波数機能があるのもありまして、これは昔の電発さんの佐久間ですとか、自社も横浜5号機と、もう近々廃止いたしますけれども、こういった古い時代のものが当時のユニットのサイズで調整をしたということですので、こういうのも残っているということで4台でございます。

一方、右側の大型ユニットへ行きますと、当社は全てついておりますが、他社火力さんにつきましてはこういったことで大半がそれを外れているということでありまして、合計をみていただきますと99台でございますけれども5,600万ということで、容量比で85%、台数比で24%ということでもありますので、25万キロ以上を今後引き続き整備をしていくということで、この数字を維持してまいりたいという考えでございます。

めくっていただきまして、この具体的な内容ということでございますけれども、表の左側、ガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルに関するものと、その他の——ごらんいただきますと石油が主体でございますけれども、今回提出いたしました連系技術要件と、その右側に「千葉3」とありますけれども、最新機と比較をいたしますと、大半が同じか、この赤点々で囲った範囲が若干、最新機のほうが少し性能が高いものを用いておりますけれども、必要最小限の技術要件として、この左側の要件をお願いしているということでございます。

石炭についても右側同じでございますけれども、前々回もたしかお話しいたしましたとおり、当社ユニットには1本当たり3%の性能をもたせておりますけれども、これですとボイラー肉厚で非常に設備費がかかるというお話がありましたので、標準的な設備形態で1分1%以上ということに今回させていただきました。

3ページは、これらの機能の具体的な事例ということでございまして、左、夏の朝の立ち上げで負荷が伸びていく様子でございますけれども、今、新電力さんをお願いしております30分同量にいたしますと、この赤の計画値を目標でコントロールいただけるものではないかということでありますが、実際の需要カーブを拡大してみますと、右側の赤線・青線のとおり、8時から8時半の間に3,900万~4,300万、大体400万キロワット弱のペースで増加していく過程で相当上下にぶれておりますけれども、この30分の間でも実際は27台の発電機に対して指令を行い、67回の出力調整をしているという実態でございます。

こういったユニット性能で周波数を維持していく必要があるということですので、こういった内容を契約の形で明記させていただきたいという趣旨でございました。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。

では、以上のご説明につきまして、何かご質問、ご意見、ご指摘等ございましたら、どうぞどなたからでも。

○辰巳委員 済みません、現状のご説明ということでわかりました。

それで、1ページに、購入他社火力というものの11台と3台という比率があつて、設備していないというのがありますよね。今後、管内の発電所にこの25万キロワット以上を望みたいとおっしゃっているのだけれども、この他社購入の11対3というのが何かちょっと、おっしゃっている——自分のところはそのとおりでいいと思つているのですけれども、他社購入のものに当たるというのは……

○東京電力（武部）　これは例えば共同火力、製鉄所の副生ガスを利用しましてやるユニットなんかですと、もうあらかじめそういう協議をいたしておきまして、副生ガスの消費がメインの目的であるということなので、これはもう周波数調整から外して運転しようという協議をあらかじめ行った上で、そういった設備をつけずに建設をして運転している事例があるということをごさいますて、やはり今後こういった規模のユニットを接続させていただく場合には、この基本的な性能としてお願いしたいなと考えております。

○安念座長　辰巳委員のおっしゃるのは、この11台を合わせれば相当のボリュームになるのだけれども、これはこのままにしておいても、大勢の影響に心配はないということなのかというご趣旨だったふうにかがいました。

○東京電力（武部）　失礼しました。率をみていただきましても合計で7%弱でございますので、これはこの範囲に限定した特殊な事例ということで今まで運用してまいりましたし、今後もこの範囲であればということで考えております。

○安念座長　今後設置されるものについてというお考えだから、既存分については一応全体の中で何とか吸収できると、こういうお見込みでやっていらっしゃるというふうに理解しましたが、それでよろしいですか。

○東京電力（武部）　はい。

○安念座長　ありがとうございます。

　　沖さん、何かないですか。——ないですかって、無理にいつていただくわけではないけれども。

○沖取締役　ありがとうございます。前々回ですか、この25万キロ以上の既設のものについての改造のお話をして、工事費の話をちょっとした記憶があるのですが、数百万というお話だったのですが、ちょっとご質問が1つあるのですけれども、制御のための通信方式というのをどういうふうにかつてているのか、まずちょっとお聞きしたいのですが。

○東京電力（武部）　済みません、ちょっと言い漏らしましたけれども、そういうボイラーですとか本体設備でなくて、制御器ですとかに関する数百万程度の支出というふうに

考えておりますが、これとはまた別に当社の中給との間の通信回線費用がかかります。この負担区分につきましては、今後、広域機関の検討で決めていくというふうになっていると理解いたしておりまして、今回の中からはちょっと外しております。

○沖取締役 わかりました。ちょっと、25万キロ以上のG T C Cの知り合いの方、何社かの方にちょっと確認をとってもらったのですが、実際には機能は基本的に性能としてはあるのだけれどもということなのでは、実際に中給の指令を受けてそれで動かすということになると、当然その通信回線をどうするかということと、設定の変更とを含めると数千万はまずかかるだろうと。その分について、実際そういうお話があるのであれば、負担についてまたご相談させていただけないと、簡単にわかりましたということではないというご意見が多々ありましたので、これについては今後、今おっしゃったように広域機関も含めて、系統全体の負担を考えてちょっと進めさせていただければ大変ありがたいという意見を聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○東京電力（武部） そのとおりと理解しております。

○安念座長 これは託送料金に直接的に跳ね返ってくる話ではないけれども、いずれ各社さんとも分社なさって同じような問題が生じてくるわけでしょう。全体の中で長期的視野でやはり、結局は親委員会で議論していただければいいかなという気がいたしますね。

梶川さん、いいですか。ゼロの数が何とかという。もういい？ だから、100万でも数千万でも、こういっては何だけれども、タービン全体の金からすれば大したことないかなという——こういう不謹慎なことをいってはいけないのだけれども、まあ、そんな気がします。ただ、数百万か数千万かと、出す側からすれば、それは確かに心理的には結構大きいという気はいたしました。

ほかにいかがですか。

では、また思い出したら発言していただくことにして、先に進みましょうか。どうもありがとうございました。

それでは、きょうのメインイベントなのですが、需要地近接性評価割引です。

まず、事務局より検討すべき論点についてご説明いただきます。その後、関西電力さんから各社さんを代表してご説明をいただいた後、個別のポイントについて各社さんから補足のご説明をいただきたいと思っております。

それでは、事務局からお願いします。

○都築NW事業監視課長 それでは、お手元の資料4をお開きいただければと思います。

前回会合の最後に安念座長からご指示がございましたように、個別審査を踏まえまして事務局において幾つか案をお示しすることで、議論の集約に向けてこの場で審査を進めていただくべく資料として準備させていただいた次第でございます。

スライドの1をごらんになっていただければと思います。第6回——前々回の会合でございますが、その場でこの需要地近接性評価割引制度について論点としてお示しをさせていただいたものの再掲となっております。以降、これを個別に取り上げてまいります。

スライドの2をめくっていただければと思います。

参考資料ということでございますが、ここでは議論に先立ちまして、需要地近接性評価割引目的について再確認をさせていただこうという趣旨でございます。

上の囲みの部分をごらんになっていただければと思います。1つ目の丸の部分にございますように、あくまで潮流改善ということが目的となっております。そのために、潮流改善に資する電源を利用した場合には、この小売供給の託送料金を割り引くという、そういう考え方だということをご示しております。

それでは、スライド3にまいります。

先ほど4つの論点ということで申し上げましたが、その1つ目の論点を取り扱ってまいりたいと思います。

今般の申請では、割引対象地域を約款の外に出してしまったというところの話題をここでは取り上げております。資料のスライド3の下の方をごらんになっていただきますと、前々回、第6回専門会合でいただいた主なご指摘というものをここで記載をさせていただいております。その上で、次のスライド4をごらんになっていただければと思います。今般の申請では割引対象地域が約款の外に出してしまっていたというところに関しまして、ここで2つ対応方針ということでご審議をいただければと思います。

1つ目は、まず対応方針①としている部分でございます。まず、約款には、その割引対象地域に記載を求めべきではないかという点をここでは書かせていただいております。

それから、2点目、対応方針②としている部分でございます。ここでは、割引対象地域の変更にしまして、その認可に際してということですが、原価の洗替までは求めない、何らかの制度的な担保が必要ではないかということをご記載しております。

続きまして、大きく2つ目の論点にまいります。スライド6をごらんになっていただければと思います。

ここでは、各社が設定しています割引対象地域に関するあり方、とりわけその中でも基

幹送電線に関する割引のあり方というものでございます。市町村別に判断をするのはローカル系統では一定の意義があるのですけれども、基幹系統については市町村別の潮流改善効果ということでは疑問ありとするようなご意見をいただいているところでございます。

スライドの7にまいります。ここでは、対応方針としてオプションを4つほど示してございます。

まず、1つ目のオプション、案Aでございますが、これは各事業者からそれぞれ申請をいただいている申請の内容でございます。

それから、案Bのほうにまいります。案Bは、基幹系に接続する電源については現行の託送約款で適用されている地域、それから割引単価をそのまま適用させようというものでございます。すなわち基幹系のみでございますけれども、現行の考え方をそのまま維持させようという考え方となります。

続きまして、案Cにまいります。ここでは、割引対象地域については案Bと同様現行約款の対象地域を維持しつつ、割引単価については今般の申請の考え方を取り入れるというものでございます。

続きまして、案Dでございます。案Dは、案Aというものをベースとしつつ、現在割引対象地域に設置されており割引を受けている電源については、引き続きこの割引を受けられるようにしていこうというものでございます。

ここで、この表の下の部分に書いてあることについて、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。

現行約款でも一定の潮流改善効果が確認できるとして、対象地域を決めてきたということになっているはずでございます。これに対して、今回の申請においては不連続の形で大きな変更というのが施されていますが、現行約款の対象地域については潮流改善が突然なくなったということではないと思われ。こうした観点から、こうした地域に立地する電源のうち、少なくとも基幹系、大きな潮流に貢献する電源につきましては改善効果を見込むことができるのではないかという基本発想に基づいて、これらBからDという選択肢が設定されております。また、これは委員の先生方の個別審査の中でも議論になった点で、つけ加えさせていただきます。

繰り返しますが、需要地近接性評価割引というのは潮流改善というのを目的にしているわけですが、裏を返せば、逆にそういう潮流改善が得られるためには、そういう効果のある電源がきちんと存在をするということも重要となります。少なくとも、現在割引

対象地域にある電源については、そのような効果があると評価されたことで実際にそういう割引が適用されているということからすると、電源が設置されてから一定の期間は、こうした電源が潮流改善を支えるために維持・運用されるようなインセンティブが確保されることが重要ではないかというご指摘もございました。こうした観点から案Dというものは設定されているとご理解をいただければと思います。

続きまして、スライドの8をごらんになっていただければと思います。

このスライドは、先ほど前のスライドで申し上げました案AからDにつきまして、一般電気事業者が維持・運用している電源、一般電気事業者以外が維持・運用している電源のそれぞれについての適用関係についてのイメージをもっていただくために用意をさせていただきました。現行の約款の下では、一般電気事業者の電源、電発、IPPの電源のように、一般電気事業者が卸売供給を受けているような電源については割引の対象となっておりません。

続きまして、スライドの9をごらんになっていただければと思います。

これは、ここで論点としている事項のイメージ図となっております。今、あらかじめ説明を申し上げてしまったわけなのですが、基幹系統の潮流が、この図にありますように左から右へ大きな流れがあると考えた場合、下の地域区分でいきますと、3つの地域区分、ここはA、B、Cとありますが、Aについては川上側、B、Cについては相対的には川下側にあるというふうにみていくことができるかと思います。現在申請されている対象地域は、この地域Cが対象になっているというふうに考えることができるかと思います。

これに対して地域Bでございますが、需要と供給のバランスから、潮流が矢印が上向きになっているかと思いますが、こういうふうな形で基幹系統側に潮流が突き出しているような形になってはいますが、そういうことのために今般の申請では対象から外れているという形になっています。しかし、一番上の左から右への大きな潮流の向きということを考えたときには、この大きな潮流の改善には資するといえます。こうしたところを議論いただければということで、イメージ図として用意をさせていただいているものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、スライドの10をごらんいただければと思います。

こちらでは、申請された案である案Aと、本日提示をさせていただいている案B、C、Dのそれぞれの割引総額、割引単価への影響、それから、B、C、Dにつきましては、もとの申請である案Aからの差分というものを一覧性のある形で表記をさせていただいております。

その上で、スライドの11にお進みいただければと思います。

ここでは、案AからDの各案についての評価を加えております。ここでちょっとご留意いただきたいのは、例えば○が10点で△が5点とかで、足し合わせて合計が一番高いもので決まりという、そういう趣旨でこの○×をつけているものではございません。あくまで、違いが引き立つように、あえて誤解を恐れずつけさせていただいているという趣旨であるということをご認識いただければと思います。

ここでは、評価軸としては、左から順番に「大きな潮流の改善」「同一ルール適用」「制度の安定性」「託送料金への影響」という4項目ぐらいを設けさせていただきまして、それぞれの案についての評価を加えさせていただいております。

続きまして、次の論点、大きな3つ目の論点でございますが、スライドの13をごらんいただければと思います。ここでは、割引額の算定方法について扱っております。

さらに細分化された3つの項目を論点としておりますが、ロスの低減とか投資抑制という点について評価するという点については、大きな異論がなかったものと思っております。

これに対して、3つ目のところに書かせていただいております基幹系統に接続されている電源については、特別高圧に接続されている電源の2分の1の割引単価を適用すると。そういうような形で申請がなされているところについては論点となっております。

これについての取扱いですが、スライドの14でございます。ここでは、要は対応方針としては、本日、この後、事業者からの追加説明というのがある予定でございますので、その議論を踏まえましてご議論をいただければという、そういうことを書かせていただいております。

スライド15と16は参考資料で、前々回、第6回の専門会合の資料をそのまま再掲させていただきます。

それでは、最後の論点にまいります。スライドの17をごらんになっていただければと思います。

ここでは、割引対象地域の見直しの頻度について取り扱っております。

第6回の専門会合でいただいた主な意見というところでございますが、この専門会合においては機動性とか柔軟性という予見可能性ということに、そこを重視していくべきだというご意見が多かったように思っております。

こうしたことも踏まえまして、またページをおめくりいただきまして、スライドの18をみていただければと思います。

ここで対応についてのオプションを示させていただいております。

潮流改善の話というのが先ほど来ありますけれども、潮流改善をもたらすためには、そのような効果のある電源が投資されるということが必要ということは何度も申し上げておりますが、こうした事業者の予見可能性に配慮するということが必要なのではないかとという観点から案を示させていただいております。

最初の案Aでございますが、対象地域の見直しのトリガーというのを第三者の方の判断に委ねるということとして、対象地域の見直しの判断の客観性を得ようという案でございます。

続きまして、案Bでございますが、見直しの期間を定めるということにより事業者の予見可能性を高めようとする案でございます。

案Cというのは、特にこうした措置は行わず、事業者の申請に任せるという案でございます。事業者からの今回の申請内容ということでいくと、Cが今回の申請内容になっているというふうに認識ができるかと思えます。

続きまして、スライド19でございますが、これらに関するメリット、デメリットということを示させていただいております。○×△がやはりついていますが、先ほどと同じように合計点で評価するという趣旨ではないということは改めて申し添えさせていただきます。

それぞれの案についてやはり評価軸を幾つか加えておりますが、1つは、申請主義によることによって申請者の判断に委ねることによる判断の恣意性の排除の観点、2つ目は、制度運用コストの観点、3つ目のところでございますが、事業者の予見可能性の観点、それから最後ですが、予見可能性とは全くトレードオフの関係になるわけでございますけれども、地域設定の柔軟性の観点の4つからここでは評価を行っております。

案Aにおいては、第三者機関の判断次第ではいろいろと変わり得るところがありますので、この部分についてはちょっと注釈的に記させていただいております。

事務局からは以上でございます。

○安念座長　　ありがとうございました。

それでは、事業者さんのほうを代表されまして、関電、土井常務からよろしいですか。よろしく願いいたします。15分程度でお願いできればと思います。

○関西電力（土井）　　わかりました。関西電力の土井でございます。

資料で申しますと5―6でございます。

近接性評価割引につきましては、これまで第2回、第6回の専門会合におきまして当社

の申請内容のご説明をさせていただきました。今回は、先ほどもご指摘がありましたように、第6回の会合で頂戴いたしましたご指摘事項への回答に加えまして、今事務局からご説明のありました代替案に対する試算結果についてご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

基幹系電源の割引を特高電源の2分の1評価としていることにつきまして改めてご説明をさせていただきます。

近接性評価の割引単価につきましては、これまでの専門会合でご説明させていただいたとおり、潮流改善効果といたしまして「基幹系統の投資抑制に係る評価」と「上位系統のロスに係る評価」を反映して設定しております。

詳細をご説明する前に、まずは送配電系統の潮流のイメージをご確認いただきたいと思います。次のページをご覧くださいと思います。

このページでは、送配電系統におけます潮流のイメージの一例をお示ししております。

左側の図をご覧ください。

図1にお示ししていますように、送配電系統を経て需要地で消費される電気の大層は、基幹系統から上位電圧、そして下位電圧と流れ込む実態にございます。このような実態の中、基幹系統に電源が連系し、潮流改善効果がある場合のイメージの一例を、隣の図2、3に示しております。

まず、真ん中の図2でございます。基幹系統のうち27万5,000ボルトに例えば50の電源が連系した場合のイメージをお示ししております。この場合、50万ボルトの送変電設備の潮流が図1の赤の太い矢印で示した100から、図2の黄色の矢印で示しておりますように50に減少いたしまして、潮流改善効果が生じることがイメージいただけると思います。

続きまして、右端の図3でございます。基幹系統のうち50万ボルトに先ほどと同じ規模の50の電源が連系した場合のイメージをお示ししております。この場合、潮流改善効果が及ぶ範囲は、この図の黄色の矢印でお示ししているように50万ボルトの送変電設備の一部となりまして、図2の場合よりも小さくなることがイメージいただけると思います。

評価対象電源の発電に伴いまして、どの電源が軽減されるかはメリットオーダーで決まりますので、一概に申し上げることはできないものの、同じ基幹系統への電源の連系でも、基幹系統に生ずる潮流改善効果については連系先によって大小が生じることがお分かりいただけると思います。

先ほどのページへお戻りいただけますでしょうか。1 ページでございます。

ただいまご説明いたしました潮流の実態、それをさらに簡略化した図に落とし込んでおります。左の基幹系統から右の下位系統に大きな潮流が流れている状況をイメージしております。評価地域の特別高圧、高低圧電源につきまして、図の右下にありますとおり、「基幹系設備に係る投資抑制」及び「上位系統のロスに係る電気価値評価」を評価して割引単価を設定いたします。

一方、基幹系統に連系する電源につきましては潮流改善効果を厳密に特定するというところは困難なため、先ほどご説明したとおり相対的に潮流改善効果が大きい電源と小さい電源が存在するという事で、基幹系電源を面的に評価する上で、特高電源に対する評価を2分の1として割引単価を設定したということでございます。これは、基幹系電源は全く評価しないという考え方、あるいは特高電源の割引を満額適用するという考え方について、先ほどの実態を考えますと、いずれも適当でないという考えからきております。

次の次のページ、右肩3ページでございます。

このページでは、今申し上げました特高電源の2分の1評価として申請いたしました、その定量的な検証をこのページで試みております。

第6回会合では、検証の一例として基幹系統の送変電設備の割合に着目してご説明をいたしました。

下の図をご覧くださいと思います。真ん中下でございますような基幹系統電源による潮流改善の効果でございますが、主に黄色の部分で発生いたします。右下にありますような特高電源の効果、この場合は水色の部分全体で発生いたします。この比を基幹系統の送変電設備の割合から定量評価した試算結果が図の上の表でございます。

その結果でございますが、50万と27万5,000ボルトの送変電設備の費用の割合はおおむね50%程度、半々となっておりますので、先ほど申しましたように基幹系統に連系する電源にどの程度の評価を与えるのが適切なのかを考えた場合、黄色の部分と水色の部分の比、すなわち2分の1として評価を行うことは一定の合理性があると考えたものでございます。なお、この考え方は、前回、東京電力様にご説明された考え方とほぼ同じでございます。

次のページをご覧ください。

第6回会合では、50万ボルトのロス率についてもご指摘をいただきましたので、算定したものをお示ししております。

その結果でございますが、上の段の表及び下のイメージ図にお示したとおり、50万ボルトのロス率は0.4%、基幹系全体のロス率は1.1%ということでございます、2分の1

以内におさまっているということが確認できます。このことから、基幹系電源を特高電源の2分の1と評価することが過小評価ではないものと考えております。

定量的検証の方法は今ご紹介いたしました、ほかにもさまざまな方法があると思いますが、以上の結果を踏まえれば、基幹系電源の潮流改善効果は厳密に算定が難しい中、特高電源の2分の1評価とすることは過小評価とはなっておらず、一定の合理性があるものと考えております。

次の5ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、先ほど事務局からご説明いただきました近接性評価の代替案についての試算結果をご説明させていただきます。

まず、上から、表の一番上、案Aの欄をごらんいただきたいと思います。ここでは、各電圧ごとに申請中の評価地域、申請中の割引単価を適用した場合、割引対象となる電力量を太字で示しております。その結果でございますけれども、約19億キロワットアワー、割引総額は約9億円となります。この割引総額は系統利用者の皆様にご負担をお願いすることとなりますが、託送単価への上乗せの影響は、この場合1キロワットアワー当たり0.01円となります。

次に、その下の2段目の案Bでございます。斜めの字体でハッチングしておりますとおり、先ほどの案Aに対しまして、基幹系については現行の評価地域、そして現行の割引単価を適用することとした場合でございます。割引対象となる電力量及び割引単価が増加いたしましたして、太字で示しておりますとおり割引総額は47億円、託送単価への上乗せの影響は1キロワットアワー当たり0.03円となります。

続きまして、案C、その下でございます。同様に、斜めの字体、ハッチングをしておりますけれども、案Aに対しまして、基幹系については現行の評価地域を適用する、それから割引総額は申請中の単価を適用することとした場合でございます。太字で記載しましたとおり、割引総額は36億円、託送単価への上乗せ影響は1キロワットアワー当たり0.02円となります。

最後に、表の一番下、案Dでございます。こちらは、基幹系については斜めの字体で追記したとおり、申請中の評価地域に加えまして、現在既に割引の適用を受けている電源も対象として継続した場合でございます。右下に太字で記載のとおり、割引額は17億円、託送単価への上乗せ影響は1キロワットアワー当たり0.01円となります。

次のページをご覧いただきたいと思います。

私どもは申請中でありまして、代替案の評価を申し上げる立場ではございませんけれども、事務局からご説明のありました各案に対する認識を示すようご指示いただきましたので、僭越ながらまとめた表でございます。

今回の申請に当たりまして、制度設計ワーキングの議論内容を踏まえまして、送配電事業者として潮流改善効果の評価を行うとの観点から、評価地域及び割引単価を設定し、当社といたしましては、これらを反映した申請内容である案A、すなわち、この資料の※1、評価地域は云々、それから※2、割引単価は云々という方法が妥当なものと考えております。

一方、事務局からご提示いただきました案BからDにつきまして、それぞれ下の表に示しているような課題があるものと考えております。

まず、制度の説明性の観点でございます。表の横のほうの2段目をご覧いただきたいと思っております。

案BからD、いずれの案も、低高圧、特高、申請中の評価地域を対象とする一方、基幹系については、案B、Cは現行の評価地域を対象とする案でございます。申請中の評価地域と現行の評価地域の双方を併用するという点で、説明が困難であると考えております。

また、案Dでございますけれども、申請中の評価地域に加えまして既適用電源を対象とする案でございますけれども、基幹系の既適用電源のみを対象とすることになりまして、これも説明が困難であると考えております。

加えまして、案Bでございますけれども、基幹系の割引単価を現行の割引単価とする案でございますが、その設定の考え方について説明がやはり困難ではないかと思っております。

次に、系統利用者の公平性の観点でございます。その下の段でございます。

案Dでございますけれども、これにつきましては割引が既に適用されている基幹系電源に限り、引き続き評価を行う案でございます。このままでは基幹系の既適用電源のみ継続的に割引を適用するという点になりまして、電源間の公平性についての説明が困難であると考えております。

その次の下の段でございます。託送単価への影響を示しております。先ほど申しましたように、いずれの案の採用でありましても割引額相当は系統をご利用いただく皆様にご負担いただく必要がございます。負担と受益の関係から、そのご負担が適切なものかどうかという点についてもご議論いただければと思っております。

以降のページは、これまでの会合で使いましたご説明資料でございます。参考までに添付しております。

私からの資料の説明は以上でございます。

若干時間をいただきまして、先ほど事務局からご説明いただきました資料4について、手短かに3点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

まず1点目、資料4の4ページ、これは、評価地域を約款に記載することになる場合、第6回会合でもお願いしたとおりでございますけれども、今回の資料にもご記載いただきましたが、評価地域の見直しが機動的に行える配慮をお願いできればと考えております。潮流状況に大きな変化があった場合には、系統利用者の皆様のためにも評価地域を機動的に見直すことが必要と考えておりますので、対応方針②が採用される場合でも、約款変更の手续がスピーディーに行えるようご配慮いただければなと思っております。

それから、その資料4の9ページでございます。こちらのほうで、地域B、真ん中の部分でございますけれども、吹き出しに書いておりますように、大きな潮流を改善する効果があるのではないかというお考えをお示しいただいておりますが、地域Bは現状においては基幹系統に向けて潮流が突き上げている状況でございます。新たにここに電源が連系しますと、少なくとも地域Bから需要地に向かう潮流が増加いたしまして、場合によっては系統増強が必要となる可能性もございます。このような地域に、割引による電源設置のインセンティブを付与するのは適切ではないのではないかと考えております。また、仮に地域Bを評価地域とする場合には、公平性の観点から、地域Bに設置される低高圧あるいは特別高圧の電源も含めて、全ての電源を同様に評価することが必要ではないかと考えております。

それから、最後、資料4の19ページでございます。対象地域の見直しの頻度の件でございます。そちらに、電気事業者の「恣意性の排除」という観点で記載がございます。私ども一般送配電事業者は、当然行為規制のもと、全ての系統利用者に対して公平性を確保するというのが当然の責務と認識しております。引き続きしっかりと留意して対応してまいります。

私からは以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、残りの各社さんからそれぞれ補足のご説明をいただきたいと存じます。

では、まず北海道さんからどうぞ。

○北海道電力（藤井） 北海道電力の藤井でございます。

それでは、資料5—1に基づいて補足説明をさせていただきます。

1 ページをごらんください。

事務局から論点イの対応方針でご提示のありました案Aから案Dについての試算結果につきましては、記載のとおりとなっております。ごらんとおり、案Aより案B、案Cのほうが割引総額及び単価影響が少し大きくなっております。

2 ページをごらんください。

事務局からご提示のありました各案につきましては、評価対象地域や割引単価の考え方を基幹系電源とそれ以外の電源で違えることになるため、課題があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○東北電力（田苗） 東北電力の田苗でございます。

では、資料5—2に基づきましてご説明いたしますが、1 ページをごらんください。

論点イに対する試算結果でございます。当社の結果につきましては、表にありますとおり、単価影響としましては案AとDが3銭、案BとCが2銭ということで、A、B、Cが安くなってございます。

表の一番下に記載してございますが、当社の現行近接性評価地域である山形県では基幹系電源が存在しませんので、案AとD、案BとCで、それぞれ同じ数値となっております。

続きまして、2 ページでございます。

事務局のご提案についての当社の考え方でございますが、当社は案Aで申請してございますが、これにつきましては制度設計ワーキングの議論を踏まえたものということで、細やかな設定をしたということでありまして、当社としては妥当というふうに考えてございます。

事務局ご提示の案BからDにつきましては関西さんの説明と同じでございまして、説明性に課題があるというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○東京電力（武部） それでは、5—3をお願いいたします。

下の1 ページ目の表にございますとおり、現行の案Aで、右側の点線の中になりますが、割引総額25億円、1銭に対しまして、B、Cですと大幅に上回っておりますが、190億円ですとか6銭、あるいはCですと124億円、4銭といったレンジになります。案Dは、や

や影響が少なく、Aと似通った金額ということになります。

めくっていただきまして、事務局対応方針案への所感というか、考え方につきましては、これは、記載内容は先ほどの関西さんと全く一緒でございますので省略いたします。

以上です。

○中部電力（松浦） 中部電力の松浦でございます。

事務局より提示されました近接性評価割引における各案につきましては、先ほどご説明のありました関西電力さんと同様の考えでありますので、1点だけ補足させていただきます。

資料5—4の1ページですけれども、事務局から示されました案Bから案Dの結果を示しておりますけれども、当社につきましては現行の評価対象地域に基幹系電源は立地していないということで、案B及び案Cについては基幹系電源の割引額は0円、案Dについては申請した考え方に基づく算定と全く同じ結果となっております。

以上でございます。

○北陸電力（高林） 北陸電力、資料5—5をごらんください。

事務局ご提示案の試算結果は1ページの下の方に載っておりますけれども、申請ベースからの変更箇所を下線をひいてございます。

それから、その他の案に対する考え方でありまして、私どもも申請内容のAが適切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○中国電力（松岡） 中国電力でございます。

資料5—7をごらんください。

1ページ目は、シート1の下側に表形式で記載してございますが、1段目が案Aということで、申請したベース値になってございます。当社の場合、申請値、割引総額をみていただきますと、案Aでございますと25億円、託送料金への影響額につきましては0.04/キロワットアワーということになってございます。これをベースに案B、C、Dの試算値を計上してございますが、影響額は25億円から35億円というふうに増加してまいりまして、単価にしては1キロワットアワー当たり0.04円から0.06円というような幅で動くというような形になってございます。

あと、ページを裏返していただきまして、シート2のほうに対応案に対する意見を記載してございますが、各社さんと同様、案Aが妥当というふうに考えているところでござい

ます。

説明は以上です。

○四国電力（長井） 当社ですけれども、資料5—8ですが、案A、案D、いずれにつきましても単価影響は3銭ということで大きな違いはないという状況でございます。

評価でございますけれども、案Aが妥当と考えてございまして、案B、C、Dにつきましても各社さんと同じように課題はあると考えてございます。

以上です。

○九州電力（山崎） 九州電力でございます。

資料5—9をみていただきたいと思います。

案Aにつきましては、ここに書いていますとおり割引総額は9億2,000万円、1銭ということでございます。

ちょっと飛びまして、一番下、Dでございますけれども、これも全く同じ1銭ということになります。これは、既適用電源がないということで案Aと同じになってございます。

B、Cにつきましては、それぞれちょっと上がっておりますけれども、案Bが33億6,200万円に対してDは4銭、Cにつきましては35億6,600万円ということで4銭ということで、B、Cが高くなってございます。

評価につきましては各社と同様でございまして、やはりAかいいかなということでまとめてございます。

○沖縄電力（仲里） 済みません、5—10をお願いします。

1ページの影響ですけれども、下の表にあるとおり、案Aが2銭——申請の話ですけれども、B、Cではごらんの単価影響というふうになってございます。

評価につきましては、各社さんからありましたとおりでございまして、A案が妥当であるというふうに考えてございます。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。一通りご説明をいただきました。

それでは、事務局に設定していただいた論点に沿って議論をいたしましょう。もっとも、ア、イ、ウ、エの順番にやってくださいという意味ではございませんが、どうぞ、どなたからでも結構でございます。

では、松村先生から。

○松村委員 まず、アに関しては、もう恐らく異論なく、地域も含めて認可する、外に

出さないということだと思います。異論ないと思います。

それから、各社が設定している割引地域についてまたもう一度意見を伺ったのですが、今回改めて意見を聞いた意味があっただろうかと考えてしまう。まるでみんな談合したようにほとんど同じ内容の回答が来ている。繰り返し、大きな潮流を考えていないこの発想が根本的に、特に基幹送電線の潮流改善効果に関しては問題があると指摘されているにもかかわらず、それに対して自分たちが出しているA案はその問題がないという反論は一切なく、A案がいいと思いますと繰り返すのは、まるで壊れたテープレコーダーを聞いているよう。申請内容に問題があるという指摘に対して、適切な反論もないのに申請通りA案がいいと繰り返すだけだから、もうこれ以上聞いてもしようがないのではないかと、まず思いました。

次に、B、C、Dには問題がある、課題があるということ、それから説明がしにくいというご意見も承りました。私も、A、B、C、D、それぞれに全て問題があると思っています。どれも理想的なものではないと思っていますから、いずれにせよ、近い将来には抜本的な改革が必要。今回はある意味暫定的なもの。抜本的に託送料金の体系を変えるときに、それを巻き取って、より合理的で効率的なものにする。したがって、A案からD案まで全て問題があることは十分認識しております。既にわかっていることを再びご指摘いただいたというだけです。

私はD案がいいと思います。関西電力は「D案は説明が難しい」とおっしゃったわけですが、もう関西電力に説明していただかなくても結構。つまり関西電力にD案はけしからんと批判する人が来たとして、関西電力は納得していないので説明できませんというのだったら、役所なり委員会なりが説明しますので、この案も完全ではないが関電が主張した案よりは遥かにましとちゃんと説明しますので、自分たちでは説明が難しいので他の人に聞いてくださいと回答してください。

D案に関しては、こんなピンボールを出したのはお前だろうと、きっとみな思っていると思うのですが、私はこの4案の中では一番合理的な案だと考えます。理想の姿ではないとしても、今の段階では合理的な案だと思います。

まず、一般電気事業者が申請してきたA案は明らかに大きな問題がある。大きな潮流を無視した案で、明らかに間違った、明らかにおかしい案。こんなおかしい案、不合理な案で今までの制度を変えるのは根本的によくない。少しでも前進しているのであれば、今までのルールを変えるのは合理性があるけれど、明らかに後退しているものが申請されたこ

とを前提とし、これを入れるのは問題外だが、しかし理想的な制度をこの段階で決められないのだから、次善の策として今までの制度を引き継ぐという発想がD案だと思っています。したがって、D案で出てきた発想が長期的に理想だといっているわけではないのだけれども、この段階で明らかにおかしなものに変えるぐらいなら、今まで通りのもののほうがいい。

単価に関しては、変えるのはそれなりの合理性があるかもしれないので、単価については申請案を採用する。その結果として、今までよりも低い割引率になって、既得権益を全て保護しているというわけではないけれども、つまり制度を今の通りにそのまま、今割引を受けている人たちの利益を保護するというわけではないけれども、しかし、それ以外のところでは基本的に今まで通りにするという発想だと思います。

B、Cに関しては、東京電力が正しく答えてくださったと思いますが、相当に単価の影響が大きい。東京電力、関西電力という大きな割合を占めている2地域で相当に影響が大きいということで、採用するのは躊躇するというのは、正常な感覚だと思います。私が、B、CではなくDがいいといったのは、別の大きな理由もあるけれど、これはB、Cを強く支持する方がいらっしゃれば説明しますが、その考慮も少しあります。

Dについては、ここではある種イコルフットィング、公平性という点で問題があるとの指摘がありました。事務局の資料でもそう読める。しかし、イコルフットィングとは何なのかというのをちゃんと考えていただきたい。

もともと総括原価と地域特性に守られていた時代に一般電気事業者が電源を配置した。都合のいいところに電源を建てていった。その結果として、例えば送配電制約で結構きつくなっていて、もうこれ以上電源が入られないところも、その上限のところまで一般電気事業者がさっさと先にとって埋めてしまった。明らかに後から来た人は大きなハンディキャップを負っているわけです。それで、総括原価と地域特性に守られていた時代に自由に電源をつくれたのにもかかわらず、必ずしもバランスのよい電源の配置ができない事業者がいた。だから大きな潮流ができてしまった。そのときに、その後開放されたときに、自分たちができなかったものを新規参入者にやっていただく。その場合に、バランスのよい電源配置にさせていただけると、それはそれでありがたいし、その誘引を与えるという側面もあるということでこの制度が入れられたわけだから、新規参入者だけに割引が入ったのは、そこだけみると何かとてもイコルフットィングでなくみえるかもしれないけれども、適地を全部先に押さえた後での開放だということを考えれば、その局面では必ずしも

不公正なものではない。イコールフットィングに著しく反するというものではないと思っています。したがって、現在続いている今の制度は、同じ地域でも一般電気事業者の電源は対象になっていないけれども、それが著しくおかしかったとは私は思いません。それで、これからゼロベースで直すときに、今までの経緯もあるけれども、これからはみなで電源を建てていくのだからイコールフットィングの世界に移行していくという発想はわかるし、望ましい。しかし非常にできの悪い制度、できの悪い算定方法が出てきて、こんなできの悪いものだったらとても採用できない。では、今まで通りにしましょうというときに、今まで通りのものは、それはそれでイコールフットィングという観点からみて著しくおかしくなかったものを暫定的に引き継いでしばらく続けるということだから、この事務局では△になっているところも、つまり同じ制度が適用されないということで△、B、Cに比べて劣っていると書いてあるけれども、見方を変えれば、今の制度を基準にすれば、それをそのまま引き継ぐわけだから、その意味で今の制度はそれなりに公平性であるとするれば、一定の公平性はある。未来永劫続けるとすると、まずいと思いますが、暫定的に続けるものとしては、決して間違った不公正な制度ではないと思います。

私は、明らかにおかしな案Aに比べて、案Dのほうがよります。問題点があるのはご指摘の通りです。したがって、今後託送制度を抜本的に改革するときにはちゃんと巻き取っていくべきだ。したがって、今回仮にD案が採用されたとしても、今適用されている事業者は、これはもう既得権益だと。この後、10年後も20年後もずっと発電所が動き続ける限り、もうもらった権利だと思われると困る。ちゃんとした改革をするときには巻き取られることは当然の前提として、託送料金制度をきちんと改めるときには巻き取ることを前提として、現在採用するものとしては、私はD案が一番いいと思います。

次、割引額の算定方法、2分の1というのが適正かという説明を追加いただきました。前回は確認したとおり、割引ゼロというのはおかしいだろうけれども、1というのはやはりおかしいというのは、もう既に説得されております。今回の資料でも、2分の1というのはやはり著しくおかしいということはないことは、一応納得しました。しかしこの割引額は、関電の説明を聞いても相当変。2分の1が変なのではなくて、もともとの割引額が相当変なのではないか。

例えば、関電の資料の5—6、スライド2のところの図3で示していただいているのですが、50万のところで、50万でつないでも、その50万の途中のところは潮流が減るとなっている。こういうところで本当に潮流改善効果があってロスが減ることが、ごく僅かでも

あるとするならば、そうしたら、なぜ特高でつないでいるところはそれよりも上位系統のロスだけしか考えないのか。高圧でつなぐところはどうしてそれよりも上位だけしか考えないのか。特高でつないでいるものに関して、特高全部の潮流改善効果を入れるのはおかしいというのは確かにわかるけれども、一部あるのではないかとかという疑問は当然起こる。

更に建設費に関しては、なぜ基幹送電線のほうだけしか入っていないのかという素朴な疑問は全く解消されていない。しかし、仮に高圧でつなぐ、あるいは特別高圧でつなぐとして、高圧でつないだからといって特別高圧のある種の設備投資を減らせない。したがって、そこを割り引くのはおかしいという反論が自然に出てくると思うのですが、そうすると、もっと根本的な疑問が出てくる。高圧でつなぐというのは、ある意味ではマイナスの需要と考えることもできるわけですね。どんな形でつないだって、特別高圧のこの投資コストは減らせないというのが正しいとするならば、高圧がどういう状況になっていたって関係なくかかる特高のコストなわけですよ。そうしたら、それはどう考えたって特別高圧固有の建設費でなければおかしいのに、その建設費はもともとの高圧の託送料金の中に入っていないかという、かなりの程度入っているわけですよ。そうすると、割引とかという以前の問題で、そもそも高圧、特別高圧、低圧という費用の割り振りのところで、上位系統の建設費がかなり余分に下位系統のところにかかって、下位系統のところには相当過大な負担になっていないかという根本的な疑問が出てくるわけです。

いずれにせよ託送料金の体系は相当におかしくて、大きな問題がある。これに関しては、長期的にきちんと直していかなければいけない。こういうものも含めて全部直す、その最後のところで、この近接性割引も、暫定的に採用したD案ではなく、もっといい案を採用することになると思います。

暫定性については、どれぐらい早く抜本的に変えられるのかに依存するので、どれぐらい続くのかというのはわかりません。その意味ではとても不透明になって申しわけないのですが、しかし、これを変えるというときでも、誰が抵抗して結局抜本的な改革を遅らせているのかを考えたい。抵抗する人が不利になるような料金体系を暫定的に置くのは必ずしも間違っていないと思います。したがって、今後の託送料の改革で、今回仮にD案が入れられたとして、これで既得権益を持った人が、この既得権益を守るために託送料金の抜本的な改革に反対する事態になったら弊害が大きいわけですから、それはできるだけ早く変えるべきだと思いますが、今の一般電気事業者が既得権益を守るために抜本的

な改革を阻害するとすれば、仮にD案の存続期間が延びても自業自得。存続期間を一律に決めるのは難しい。

以上です。

○安念座長 余計なことかもしれないけれども、その託送料金制度の抜本改正というのは僕たちの仕事ではないですよ。そこを確認しておかないと、危なくてしょうがない。済みません。

では、圓尾さん、ごめんなさい。お待たせしました。

○圓尾委員 何回もこの議論を繰り返していますが、大事なポイントは、前回山内先生がおっしゃったとおり、目的が何でこの制度ができているか、ということだと思います。

事務局資料の2ページに、平成11年に、どういう議論をされていたかがまとめてありますが、端的に言えば、大きな潮流の改善を目指して望ましいところに電源設置を促進するという目的で、この制度ができているということだと思います。そのためには、事務局の説明にもありましたように、そこに電源を設置してもらえるようなインセンティブがなければならぬ、ということからすると、突然、制度が変わり、例えば割引制度が受けられると思って電源をつくった瞬間にそれが適用外になってしまうというようなことがあったとすれば、当然インセンティブにはなりません。抜本的に制度を見直していく中では暫定的になるかもしれませんが、でも、現時点で我々がそれをやってしまうと、今後どんな立派な制度ができたとしても、それもまた突然変わるかもしれないと多くの事業者にイメージさせてしまうという意味で、我々は気をつけなければならないと思います。

その観点では、結論としては私はDを採用すべきで、今、割引制度の適用を受けている方々に対しては、料金には今回の洗替を踏まえて見直すものの、その対象は、今まで適用を受けていた人が継続的に、暫定的に、何年になるかわかりませんが、受けられるように配慮すべきと思っています。

結局は、そこが一番大事なポイントだと思うのです。要は、松村先生のお話にあったとおり、何十年にわたって一貫体制の中で、電源を建てようと思っても建てられなかった地区に電源を立てて潮流改善に貢献してくれた電源に対して、もしくはその会社に対して、一般電気事業者はリスペクトすべきです。関西電力さんの説明とか、そのほかの皆さんがAがいいという説明を聞いていると、全くこのリスペクトがないということに関して、私は聞いていて本当に腹が立ってきました。もうちょっと、全体がどうあるべきかということと同じ電気事業者として考えていただけたらと思います。

あと、見直しの頻度に関しては、これも難しいです。抜本的な見直しが早々にできてしまえば関係なくなってしまうのですけれども、A、B、Cとあった案では、Bの一定の期間を定めて見直すのが適切ではないかと思います。5年なのか7年なのかというのは何とも今はいいがたいところがあって、5年ぐらいが適当かなと思いますが、一定の期間を定めることによって恣意性を排除すべきだとは思いますが、それから、第三者機関にわざわざ判断していただくほど大げさなことではないと思います。

以上です。

○安念座長　ありがとうございます。

○南委員　各論点について。

論点アについては多分皆さん論争がなく、恐らく約款で定めるということでほぼ異論はないのだろうというふうに思っております。松村先生おっしゃったとおり。

唯一の懸念点というのが、関電さんからの要望で、事務局資料にも書いてございますとおり、機動性が確保できないのではないかという点だったと思いますので、ちょっと飛びまして論点エがその対応策になるのかというふうに認識しております。

論点エにつきましては、見直しの頻度をどう考えましょうかということになると思いますが、私の案は $B + C \div 2$ みたいな感じなのですが、圓尾先生がおっしゃったように一定期間を定めて行う。これが原則でよろしいかと思っておりますが、短期間に——まあ、よくわかりませんが、例えば7年としたときに、1年目か2年目ぐらいに大きな潮流変更があるような電源が設置され、例えば関西電力さんが変更したいというふうに思ったというときに、各社の申請を認めないということは余り意味があることでもないので、B、つまり原則は一定期間を定めて見直すと。ただ、各社からの申請があった場合も、必要に応じてというのか、認めると。認めるというのは、見直しを認めるというのではなくて、見直しについて検討することを認めるということではいかがかというふうに今のところ思っています。問題点があったら指摘していただきたいのですけれども。

論点ウにつきましては、正直、説明が理解できているかというのと、理解できていないだろうというふうに思います。関電さんのご説明も一生懸命聞きましたけれども、だから2分の1なのかという点について理解はできていません。が、まあ、2分の1でいいのではないかというふうに今のところ思っているところです。

最後の論点エにつきまして、イコールフットィングではないのではないかというふうに思っていたのは多分私で、それは松村先生にご説明いただいたバックグラウンドに対する

認識が全くなかったからでございますので、そこに対する懸念を払拭できた現状における私の考え方は、案Dでいいというふうに思っています。

ただ、確認したいことが1個ありまして、私の法令の読み込みが不足していて理解が及んでいないところがあるかもしれないので、事務局ないしはご存じの方に教えていただきたいのですけれども、例えば東電さんが、あるかどうかは別として、現状の四国電力さんの管内で電源を立てたというときに、これは×になるのか○になるのか、どちらなのか。つまり、この一般電気事業者の電源に当たるのか、一般電気事業者以外の電源に当たるのか。割引の対象になるのかどうかというだけなのですけれども。

○都築NW事業監視課長　確認をしないといけないのかもしれないのですが、今の考え方、一般電気事業者というのは、区域を定めて、その中で発電から小売まで全部やっているという概念となっています。御質問の趣旨は、他社の地域に電源をつくって、それを自社の需要に使うということではないですよね。質問の趣旨をちょっと私はき違えているかもしれませんが、他社のエリアに電源を建設して他社のエリアで売るときには、一般電気事業としての事業ではないということになるかと思います。ただ、このような電源を用いて電気を売る時に連系線をまたぐとかそういう話になったときに、受電点というのはどこになるのかという論点はあると思います。

○南委員　すごく近接した、東電さんの例でいうと、東電さんが中部電力の管内でつくって自社に利用するというときは当たらない。

○都築NW事業監視課長　中部電力の管内で電源をつくって、中部電力の管内で売ると。それが中部電力の管内につくる電源が割引の対象地域であるときに適用関係はどうなるのかということですね。それは、一般電気事業以外の扱いになると思います。

○南委員　つまり、ここでいう○に当たるんですか。

○安念座長　でしょう。要するに、それはPPSは同じだということですよ。

○南委員　ですよね。であれば、全然問題ないのではないかなというふうに思います。

○安念座長　それはそうだと思う。

ほかにいかがですか。山内先生、どうぞお願いします。

○山内委員　まず、アのところは、皆さんおっしゃっているとおりなので、もう繰り返さない。私もそういうふうに思います。

それで、A案からD案、イのところ、これについてちょっと確認をまずさせていただきたい。今のもそうなのですが、資料4ですか、スライド8の③のD案のところ、

一番下の、今の一般電気事業者以外の電源で、「現在割引を受けている電源のうち潮流改善に引き続き資するものに限る」と書いてあるわけで、そうすると、今のものはいいということで、さっき確認したんですね。新たに出てくるものは入らないということで。それで、さっき……

○安念座長 適用地域が除外されればですよ、もちろん。

○山内委員 そうそう、そういうことですね。

それで、もう1つ確認なのですが、さっき関電さんの説明で、例えばこのスライド9のところで、今の8の下のところ、図示してあって、それで、地域Bのようなところで基幹系統に接続する電源というのは、これから出てきた場合にも潮流改善には資するという解釈でいいのでしょうか。そうではないと。さっき、そんなことをちょっとおっしゃったけれども、どっちなのですか。それはどういう。もうこれは要らないということですか。

○関西電力（土井） 今回の点についてご説明しますけれども、今回、よりきめ細かくということで、従来の大きなくくりから地域を市町村に分けました。そうしますと、従来は潮流改善効果があったものの、それをきめ細かくみていったら、この地域Bでみるとこういう状態になったということです。今回きめ細かくという話がありましたので、それを厳密に採用していったらこういう結果になったということです。

○山内委員 それで、だから、さっきお話のあった大きな潮流の系統、大きな流れの改善というのを無視すべきではないという前回からの意見からいうと、それを残せと、そういうことと理解してよいわけですよ。なるほどね。そういうことなんですね。

○安念座長 ごめんなさい、関電さんに、スライド9について山内先生がご質問になったから、関電さんには、他人がつくった資料についてご説明いただいた形になったということですよ。

○山内委員 さっき例に挙げて、例えばBみたいのところだとおっしゃったので確認をした。そういうことだね。なるほどね。

○関西電力（土井） 先ほどの説明と、この図の差をちょっと今申し上げたところです。

○山内委員 なるほど。わかりました。

それでやっとわかったのですけれども、さっきも皆さんおっしゃったとおり、やはり大きな潮流の改善というのは必要だというふうに思っていて、それをどうするかというときに、これもやはり少し前回出たインセンティブの話は、それがあつたという前提でいえば、それが必要だという前提でいえば、インセンティブはとても重要なことだと思つているん

ですね。その意味では、現行やってきたような割引の制度というのは私は必要だというふうに思っていて、前はインセンティブという言葉も使ったのですけれども、その意味で使ったんです。もしも、だけど、D案だと、いいのだけれども、これ、新たに出てきているものには適用されないということだよ。インセンティブにはならない。これから先については。

○安念座長 それはもう既に、ここは潮流改善効果がないとして見直しされているわけだから、説明はそういうことですよ。

○山内委員 だけど、次にもしも非常に大きな系統とか、大きな改善をするようなものを企画されていたとして、そういうものに対するインセンティブにはならない。

○安念座長 それはまさに地域の見直しの問題一般に解消される話ではないでしょうか。

○山内委員 要するにそこがポイントだと思っていて、要するに将来に向けてのインセンティブがそがれてしまうのだったら、やはり私の個人的な意見としてはおかしいなというふうに思います。ですから、その辺のことはもうちょっとクリアにならないといけない。

もう1つは、これは割引単価がどれだけ上がるかということがあるのですけれども、我々の今までの感覚からいうと費用対効果みたいな感じをもつわけなのだけれども、これだけの効果があるかないかという議論。それをどういうふうにみるかというのは、ちょっと技術なことはわからないので自分自身の知識では確認のしようがないのですけれども、それは電力会社の人はどう考えていらっしゃるのかなというふうに思っています。要するに、そもそもこういうことをやるわけだから、目的があってやるわけで、その目的というのはどれだけで、それを例えばこの単価の割引が——要するに、それ以外のところが割増になるわけだから、そういうことと比べてさっきのはどれだけの効果をもつのかというのは、どんな指標があるのでしょうかというのがまず1つの質問です。

○安念座長 間違っていたら教えてくださいよ。16ページの、これは基幹系統の話だけれども、四角囲みの中にあるでしょう。基幹系統の投資抑制効果というので、これの式が何を意味しているのかといわれると困るのだけれども。

○山内委員 要するにいいたいのは、もしもこういうのがあったら、費用対効果的な指標というのはないでしょうかというのが質問ということですが、そういうのは何かあるの。

○松村委員 だから、今、安念先生がおっしゃったのが正しいのです。費用対効果が余

りないようなものだとすると、この割引単価が当然低くなるわけです。だから、地域は設定されたとしてもほぼゼロという感じになるので、その費用対効果に対応するような割引額が設定されていますし、されるべきです。

○山内委員　割引になっているということか。だったらわかります。それだったらいいのですけれどもね。ただ、逆にいうと、だから、単価が大きく小さいというのは、逆にいうと、それだけ効果があるかないかという指標になっているということでしょう。だから、余りそれについて高いか低いかという議論をしてもしょうがない話だね。

○安念座長　そうですね。だから、16ページの式がどれだけ厳密かはともかくとして、一応、先生のお使いになった言葉を使えば、費用対効果のつもりでこの式ができていくということでしょうね。

○山内委員　わかりました。それであれば、そういう解釈であれば、その単価の問題って余り、上か下かという議論をしてもしょうがないというのはそういうことです。

それから、ウは私もよくわからないので、2分の1というのはね。ただ、ご説明を受けたというのはそのとおりで、わかりました。

エのところですけども、私、さっき南さんがいったのに近くて、これはやはりA、B、Cが代替的な案でもなくて、だって、定期的にやって委員会で審査して、でも場合によったら申請ベースでもオーケーにすればいいわけだよ。だから、そういう意味では一番目的にかなったようなやり方を生み出すのかなと思いますけれども。

以上です。

○安念座長　わかりました。ありがとうございます。

○梶川委員　順番に論点をということだと思います。

基本的にアは皆さんと同じでございます。

イに関しては、私も潮流等の技術的なことが理解できているかということがちょっと不安ではあるのですけれども、いずれにしろ改善効果があるという意味で、既存の地域が現状どうなっているかということだけではなく、その設定したときにあったのだと。私はやはり、どうしても電源設置者の取引意思決定に対する安定性というのでしょうか、取引条件はやはり、これはこういう設備物でございますから、ある程度の期間安定しているということ、その信頼性に基づいて電源設置が行われるという意識をもっているものですので、こういう分け方をすると制度の安定性というところに少し重さを置く傾向がありまして、そういう意味では、まずこの3の領域が外れてしまうというのは、既存の電源設置者にと

ってはそこを損なうということで賛成できないと。現状、ではそこに対してこれからの部分というのは、今の潮流改善の効果の話なので。

私は実は、Dというか、Bというか、BとDの間ぐらいの話で、実はその0.35円、既存の方に、それは既得権といえはそうなのですけれども、今いった取引の安定性という意味でいえば、私は0.35円でもいいのではないかと。この例でいえばですね。0.35というか、要するに現行の割引率と思っているぐらいなのですけれども、さらにこれと違う案といえるほど自信がないものですから、ちょっと負けてもらってDかなという感じではあります。自信があれば、本当はBプラスみたいな話なのですけれども。Dでもいいかなという気はしておと。

それで、次に、割引額の話は、ある上限・下限に入っている場合には2分の1というのは割と、確たる反論がない場合にはよく使う手法ではないかなと思ひまして、2分の1。

○安念座長 会計ではよくある。

○梶川委員 はい。そういわれるとつらいのですけれども。

あと、最後のエは、この予見可能性というのが今の裏返して、私の場合は一番強いものでございますから、また大きな制度とか、また設置者が予見できる何らかの外的な統計データなどが出し続けられるのであれば違いが考えられるのですけれども、そういう形でないのかどうかということもあるのですが、一応年数で区切ってやられるという。少なくとも客観的に年数は予見できますので、その後は状態が変わるということをリスクとしてとってやられるということがあり得るかなということで、これはエということです。かなりそういう意味では投資者サイドでお話はしています。

○箕輪委員 私も一つ一つについて意見を述べたいと思いますが、まず論点アについては余り異論はないので、このままで。

イについては、いろいろ難しいなと思って伺っていたのですけれども、やはりこれまでの大きな潮流改善というところが急になくなるのはおかしいというのは非常に納得がいくところだったというところと、あと、若干、案Dだと新しいところが入らないところが公平性という意味で気にはなりましたが、その後で出てくる、例えば定期的に見直しをするとかというところで一定の担保ができるということがあると思ひましたので、そういう意味で案Dでいいのかなというふうに、今伺っていて思っております。

あと、論点ウの2分の1に関しては梶川委員と同じでして、なかなか決めていくしかここはないのかなと思ひまして、やむなしかと思っております。

あと、論点エのところは、南先生がおっしゃっていたように、やはり案Bの5年ないし7年の間で一定の期間で必ず見直しはするものの、今回の投資インセンティブとかそういった目的にかなった申請が行われるのであれば当然それは反映したほうがいいと思いますので、基本はBで、プラス申請というのがいいかと思っております。

以上です。

○安念座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○関西電力説明補助者　関西電力でございますけれども、大変電力会社に対して厳しいご意見をいただいたのですけれども、リスペクトしていないと今おっしゃったのですけれども、決してそういうようなことではなくて、制度設計ワーキングでこの近接性割引について議論してきた内容を踏まえて率直にやらせていただいたつもりであります。その議論の中で、既存の事業者に対してはどうするのだというような話もありました。そのときには、他のお客さんにツケが回るので、そういうようなことも考えてやらないといけないので、今回は見込んでおりませんというようなお話もさせていただいて、そういうことも含めて今回案にさせていただいたものだというふうに思っています。

それと、設備投資の抑制効果の話もあったのですけれども、基本的には今回は基幹系に着目して、仮想ではありますけれども、今回どれだけみられるかということを試算して実際に金額に置きかえたものであるということをご理解いただけたらと思います。

あと、松村委員から、暫定的な話だということもあったのですけれども、先ほど南委員、山内委員からもお話がありましたけれども、今後新設される電源との公平性だとか、あるいは既存の一般電気事業者の電源との公平性というような話もありますので、ぜひ有期限といいますか、仮にされるとしたら期限をきっちり切って対応していただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○松村委員　まず、梶川委員に確認したいのですが、今、DよりもBとご発言いただきました。それは単価が、Dのほうが例えば東京電力の例だと下がっている。Bのほうが高い。安定性ということから考えれば、単価も従来通りが良い。この理解でいいですか。B案はそれだけではなく、もっとほかのこともD案と違っています。したがって、梶川委員が良かったのは、D案で、単価をこの場合なら0.21にしているのを0.3幾つにしたほうがいいのかということなのではないでしょうか。それともB案を支持したということなのではないでしょうか。

○梶川委員　　そういう意味では、D案で、単価について考慮の余地があるのではないかと。

○松村委員　　Dダッシュ案みたいな感じということですね。

○梶川委員　　使用者が整合性がないとしても、そのときの投資意思決定と今の現状とが違われるのであり得る可能性はあるのではないかという思いもあるというのですが、非常に気弱に、その論理を貫徹するほどバックグラウンドの知識が、松村先生がいいといっている話について理論的な説明はちょっと難しいなと思って申し上げています。

○松村委員　　確認したかったのは、B案支持ではなくDダッシュ案支持ですねということだけなので、もうそれで十分です。

次に、制度改革ワーキングの趣旨を踏まえてというのが何度も何度も出てきて、もう繰り返し指摘したつもりなのですが、制度改革ワーキングで出てきた、またいま野田さんからも更に出てきて、もう相当頭に来ている。一般電気事業者が経過措置を含む案を出さなかったということは正しかったと思います。したがって、D案のようなものを出さなかったからけしからんということをやったのであれば、その反論として野田さんの主張は正しいと思いますが、誰もそんなこと言っていない。私は、制度改革ワーキングの議論をほぼ完全に無視した案を一般電気事業者出してきたと思います。報告書の文言には従っているけれども、議論は全く無視している。それは、恐らく私ではなく圓尾委員が怒っているのではないかと思うのです。地域を小さくみて、それでよりきめ細かくみるというような議論はあったけれども、これはエネルギーの地産地消だとかに対して適合的な制度を入れ、高圧あるいは低圧に割引を更に拡大していくときには、そこではきめ細かくみるべきだということをおっしゃった。更にそれが曲解されそうだったので、最後の回に再び圓尾委員がちゃんと指摘して、これは基幹送電線の大きな流れというところの話ではない、ということをやったと私は認識している。それでも、文言を曲解しないようにとくぎを刺したのに、それを完全に無視してこういう案を一般電気事業者は出してきた。それで制度改革ワーキングの議論を踏まえてこういうのを出したって、一体どういうことなのか。まさか議論に参加していた野田さんの口からそんな言葉が出てくるとは、私は全く思いもしていませんでした。

次に、確かに経過措置に関しては肯定的な意見も否定的な意見もあったし私自身も経過措置を支持しなかった。しかし大きな潮流、大きな電気の流れに関しては、もともと野田さんを初めとして一般電気事業者の案としては、地産地消のような割引を入れるのだった

ら、今までのような近接性割引は廃止するという案が一回出てきたはずですが、それに対してそれはおかしいとワーキングでもちゃんと否定された。それはよくない、基幹送電線だとかの大きな潮流の流れというのはちゃんとまだ——地産地消に対する割引を入れたとしても残っているのだから、今までの制度に付加することはあってもいいかもしれないけれども、これをやめるとするのはよくないという整理で、それで需要地近接性割引の制度が残った。一般電気事業者の申請案は、言葉の上ではその結論に従っているけれども、実質的には今までの割引を得てきたところをほぼ完全に除けるといような、もともとの一般電気事業者の案、基幹送電線の近接性割引廃止という否定された案に限りなく近いものを出してきたと私は思っている。制度改革ワーキングの議論を踏まえてこうしたのであって、Dはおかしいなどという説明は全く受け入れられない。確かにD案は、制度改革ワーキングを踏まえて一般電気事業者からこれが最初から出てきたとすれば確かに妙だが、A案のようなものしか出てこなかった、システムの制約で複雑な案はこの段階でそもそも実現不可能ということを一一般電気事業者に言われて、厳しい制約の中でようやく編み出した案。A案よりはましということが出てきたということはちゃんと踏まえるべきだし、A案が幅広い解釈が可能な制度改革ワーキングの報告書の文言に形式的には反してはいないというなら受け入れられるが、議論を踏まえた案などというのは到底受け入れられません。その理由は、今回も説明しましたが、前回も説明した理由です。

以上です。

○圓尾委員　すみません、松村先生に説明いただいたので発言する必要もないかと思うのですが、一応。制度設計ワーキングで地域を細かく分けるべきだといったのは私自身で、張本人なので。たしか、専門会合の第1回か第2回でも申し上げたと思うのですが、もう一回繰り返しておきます。なぜそんなことを言ったかという、今回託送が低圧まで拡大するから、その低圧から低圧へという託送料金を考えるに当たっては、例えば山形県全圏なんていうのはさすがに広過ぎるだろう。だから細かくみるべきで、場合によっては何丁目というところまでみる必要があるのかもしれないですね、という話を低圧を念頭に申し上げ、ちょっとおかしな結論になりそうな感じがあったので、最後の回で大きな潮流の流れと分けて考えなければいけないということを申し上げた上でワーキングは閉じられました。各社さんが今回資料を出されたように制度設計ワーキングの議論を踏まえてというのであれば、なぜDではなくてAなのだろうと、私も話を聞いていて全然理解できないと思っていました。

もう1個だけつけ加えてよろしいですか。さっき言い忘れたのですけれども、もしD案の方向でまとまるとすればという仮定で申し上げますけれども、そもそも基幹系統とは何なのだろうと思って、各社さんが出された300ページぐらいある約款をだ一っとみたのですが、基幹系が何かという定義は書いていなかったと思うので、書いてあったら教えていただきたいのですけれども、もしD案のようになるのであれば、言うまでもないですが、基幹系が何なのかということを書き込んでいただきたいと思います。また、私が冒頭に申し上げた大きな潮流改善を緩和していくという趣旨を踏まえて基幹系が何なのかを書き込んでいただきたいと思います。

以上です。

○安念座長 何となく自明のこととして議論してしまっていたのですが、基幹系統というのは定義がないのですか。済みません、単に知識としてどなたか教えてくださいませんか。

○東京電力説明補助者 済みません、今いろいろご議論を広域機関を含めていただいている中では、基本的に上位2電圧ということになっております。ただ、7月28日の制度設計ワーキングのところでも、負担の関係の議論でございますけれども、この中にも基幹系の定義が書かれておまして、ご案内のように系統は確実に電圧別にきれいにつくれるものではございませんので、そのときの状況に応じて、実質は高位電圧でつなぐことができなくてという3番目のものも事情に応じてはあるなというのが書かれてはいます。その辺は、今私どもが申請で出させていただいた部分はあくまで電圧という形で検討しておりますものですから、もしこのご議論を踏まえて基幹系という概念のもとにやっていくのだと、出させていただいているいろいろな供給条件周りも、そこを踏まえてということになるかと思っています。

○辰巳委員 変なことを言い出したらちょっと困っているのですけれども、要は、こういう割引金額なんかを決めたときに、小売のところにどういう影響があるのかというのも私たちはちょっとみえないんですね。とりあえず発電をしようという事業者に地域を指定されることによって、発電事業者のインセンティブとか何とかが大きな影響を受ける可能性があるというのは理解するのですけれども、その後、どのように、でもこれは絶対小売に関係するはずですよ。だから、そのあたりが、お金のつながりがちょっとよくみえなくて、何らかわかるような形でご説明いただきたいなど。絵でも何でもいいなという思いがあって。それがまず1つ。

だから、例えばの話、私が電気の小売事業者を選んだときに、その小売事業者がどこの発電所の電気を調達しているかによって変わるというふうに考えていいのですか。

○安念座長 当然そうですね。

○辰巳委員 ただし、自分の住んでいる地域の託送料金というのはもう変わらないわけですよ。どういうふうに申し上げたら……

○安念座長 それは、ここでもう決め打ちしてしまう。

○辰巳委員 だから、私は今、東電管内に住んでいますけれども、お隣のうちが違う小売の人に頼み、私はまた違う人に頼みといったときに、そのお隣と私は託送料金は変わらないんですよ。

○安念座長 そうです。

○辰巳委員 ですよ。だけど、その小売事業者が買う電気の先によってこれはかかわってくるわけですよ。何ていったらいいんでしょう、料金に。

○安念座長 うん。ただ、小売電気事業者がA、Bといて、一方、発電事業者も例えばC、Dといる。しかし、その発電事業者と小売事業者との間が同一の一般送配電事業者のネットワークで託送されている場合には、その託送料金は同じになる。我々は今それを決めつつあるという、そういう議論をしているわけですね。

○辰巳委員 それで、そうすると、ちょっととてもややこしい話になってしまうかな。この割引単価というのが、どうしてA案とD案が一緒になるのかというのも一つわからなく思っているんですよ。これは無理にでもこういうふうに設定するというので。計算の上でこれになってくるわけですよ。それで、つまり、AよりもDのほうが範囲は広がるわけですよ。そうすると、これはたとえ0.1円でも変わってくるのではないかというふうにちょっと思ったりしたのですけれども、そのあたりもよくわからない。だから、済みません、またわけわからないことを。

あと、もう1つわからないことがあって、地産地消のお話があって、地産地消で電気を買いたいと思っている消費者にとって、地産地消の地域の広さというのが前にここで課題になったことがあったのですけれども、例えば県が違うところでも、自分たちの地域だと考えたときには料金が違うことが起こり得るということでしょうか。あるいは、自分の地域——済みません、今思っているのは、川崎区がこの前地域外になるというお話があったもので、例えばその形が、これは多分つながっていく話かもしれないのですけれども、そうしたときに、川崎区で屋根貸しのような形で発電をしようという事業者というか市民団

体がいて、その電気を私たちが買おうとしたときに、同じようなやり方で違う区で発電をしようとした人と同じではないのですか。電気。だから、託送料は多分一緒なのだけれども、電気の料金が変わっているということですか。そこら辺がちょっと。

○安念座長　小売の料金はもう完全に自由化されるわけだから、消費者がとにかく選ぶわけですよ。だから、託送料金をアルファとして、小売の料金がそのアルファに何をどれだけ乗せるかというのは、各小売事業者が勝手に決めればいいわけだから、託送料金が幾らであるかによって決め打ちされる問題ではなくなる。それだけのことでしょね。

○辰巳委員　ただ、私たちの希望としては、託送料金は明記してほしいというふうになっているわけで、それは決まるかどうかわかりませんが、そうなったときには、やはり電気代として払うときの託送料金以外の料金が電気の発電料金みたいなものですよ。その他手数料とかも入って。それに大きく影響してくるわけですよ、この割引されるということが。

○安念座長　それはそうです。

○辰巳委員　ですよ。だから、そのところが、この0.21円というのと0.35円では、例えば0.35円が対象になるのであれば――私は基本的に何がいたいかという、案Bも一つ考えてもいいのではないかというふうにちょっと思っていたもので、それで、今までどおりでまずはやってもいいのではないかというふうに思っていたもので。

○安念座長　そういう意味ね。わかった。

○辰巳委員　そうそう。そうすると、こんなに大きな料金が、割引単価が違ってくると、今までは何だったのだというふうにちょっと思ってしまった。どういうふうにいったらいいのでしょうか、なぜこんなに要するに差が出るのだ、あるいはそうではないA、C、Dが何で一緒なのだというのがまず基本的にわからないというところなのですけれども。

○安念座長　A、Dは、初めから同じになるように条件を設定したというだけの話で、結果として同じになったわけではないんですよ。

○辰巳委員　なるほど。何となく計算をした結果がこうなるというわけではないんですね。

○安念座長　たまたまぴたっとなりましたという話ではなくて、どう説明したらいいかな……。

○辰巳委員　済みません、何かわけのわからないことばかり申し上げて。もう全然わからなくて。

○都築NW事業監視課長　　済みません、正しくご説明が可能になっているのかどうかわかりませんが、まず、事務局の資料4ですけれども、スライド8のところは0.21というのがA、C、Dで一緒になっていると、これはそういう前提で、割引単価をこういうふうに決めましたという議論なので、計算して出てくるということではないです。その値を使いますというものです。

これに対して、その次のページ、10というところをごらんになっていただきますと、こちらはAとDがみかけ上は影響額という意味では差がないようにみえます。これについて、割引総額という覧をご覧いただければ、例えば、北海道電力の場合は割引総額は一緒になっています。これはなぜ一緒なのかというと、その基幹系統の中に対象となる電源がないため、影響が変わらないということです。要するに、案Dで新たに割引対象になる電源がないということになります。それに対して、例えば、東京電力は割と影響が、B、Cとかで大きいという議論が先ほど話題になっていましたけれども、その東京電力の管内の場合においては、この2,573が3,163となっているというところは、これは新たに割引対象になる電源が実際存在しているということになります。ただし、これが要するに託送料金の割引単価への影響は1銭に満たない変化分しかないという意味だと思っております。そのところの意味合いが、8ページのほうは、そういう割引単価として、そういう申請単価を用いてということを表記している資料でございますので、10のように計算上導き出されているものではないというふうにご理解いただければというふうに思います。ただし、複数の異なる場所で発電される電気を混ぜて供給されるとき、割引対象地域とそうでない地域の電源が混ざると、単価への影響も変わってきます。

○辰巳委員　　済みません、やはりちょっとまだもうちょっとゆっくり考えないとわからないのですけれども、要は、小売の金額にどうというふうに響いてくるのかというのがわからなかったんです。

○安念座長　　これは僕の個人的な考えですよ、それは誰も説明できないのではないかと気がするんです。例えば、このお茶を売る人がいるわけだけでも、この原料として最重要なのは恐らくお茶葉と水だと思うのだけれども、その原料の仕入れ値はわかる。しかし、その仕入れ値ゆえになぜ、例えばこの水の原価は、1本当たり、例えばの話10円だったとしましょうよ。しかし、水を原価10円で仕入れたものが例えばコンビニとかスーパーの店頭で売られるときに、なぜそれが81円になるのかという説明はやはりできないのだと思いますね。でき上がりの価格のいろいろな構成要素として、託送料金はこれだけです

という説明はできるけれども、そこからなぜこの小売料金ができ上がるのかというのは託送料金からは説明できない。そういうものだし、それが小売の自由化ということの意味だと思うんですね。

○辰巳委員 それは十分よくわかるのですけれども……

○安念座長 それ以上は済みません、私も。釈然としないですか。

○辰巳委員 うん。託送料金そのものは、だってもう決まった金額だというふうに思っているのに、これは一体どういうふうに影響するのだというのかわからない。

○安念座長 ですから、わからない。結局わからないんですよ。価格というのはそういう自由な、要するにフリーマーケットのもとでの価格というのはわからないものだというふうに考えるしかないのではないのでしょうかね。済みませんね。

○辰巳委員 済みません、同じ料金で割引をするということであるのならば、BよりもDのほうが割引かれるところの範囲が広がるわけで、では、それでDもよしとします。

○山内委員 今の話で、蒸し返していいですか。割引総額ありますよね。案によって割引総額が全然違うわけです。ということは、影響も違っているはずなのではないかと思えます。今、辰巳さんがおっしゃったことは、だからそれがどういうふうに、実感としてわかる方法はないかということですよ。

逆に、大ざっぱにいってしまうと、割引総額が大きければ、それは何らかの形の、次にできてくるシステムが変わってくるわけだから影響はあるはずで、そういうものを何か知りたいし、私も本当はそれを知りたいですよ。だから、割引総額が大きいということのほうももしかしたらいいのかもわからないですよ。

○安念座長 そうですけども、割引総額が大きければ、それをどこかで埋めなければならぬわけだから、託送総原価というのはもう決まっているわけですから。

○山内委員 もちろんおっしゃるとおり。それで、だから、レベニューニュートラルとか、要するにどこかで埋めなければいけないので、誰かが損して誰かが得する。そのところの、さっきちょっと費用対効果といったのはそういうことなのだけれども、人が違って不公平感が出ますと。だけど、こっち側では負担する人が出てきます。それを本当は比較しなければいけないのだけれども、ただ、おっしゃるとおりできないですよ。ただ、そういう感覚というのはもちますねということです。

○安念座長 僕が答えを出すわけではもちろんないのだけれども、なるほど、いわれてみると何となく。ちょっと検討させてください。——しかし、誰に聞けばいいのかね。誰

に聞いたからといって答えが出せるものでもないけれども。困っちゃったな。とにかく検討します。ありがとうございます。

さて、ちょうど——そろそろちょっとまとめさせていただいてもいいかな。4つの論点については、一応こういうことだと。

まず、第1の論点の、割引対象地域を、約款そのものの外出しをされていていいかということについては、それは何かの形で中に入れていただきましょうということで全くご異論がなかった。ただ、その場合、対象地域というのは変わり得るわけですから、対象地域だけを変えたいという約款の変更、これも約款の変更になりますので、その認可申請をしなければならぬわけですが、そのときにはまさか総原価の洗替とかそんな大仰なことをしないで、対象地域の変更だけについての申請及び認可処分をするというやり方を運用上とするということになると思います。ただ、そのやり方を——そのやり方というのは、今いったことを、例えば行政手続法上の処分基準そのものには書き込めるのかとか、それがだめなら何か別の形で文書化できるのかとか、これは事業者にとっては文書化してもらわないとちょっと不安だということは当然あると思いますので、何かの形でペーパーにできるものかどうかも含めてちょっと検討を要することだと思いました。それはちょっと検討が要ると思います。これはこういうことにいたしましょう。

その次に、地域です。これについては、率直なところ、D案というのは随分考えて提示したつもりだったのだけれども、えらい何か評判が悪かったなという気もするのですが、委員の皆さんからはD案で基本的にいいだろうということであったけれども、B案その他の考え方、あるいは山内先生から、インセンティブというのがもともと考え方としてはあるのだから、それがちゃんとD案に反映されているかどうかというご指摘もありました。それから、事業者さんからはこぞっていろいろお叱りを賜ったんですね。D案が基本だというのは一応きょうの雰囲気だったと思うけれども、もう一回個別審査でいろいろ考えてみたいと思います。ただ、僕は、事業者さんからD案が賛成という声が出ないのは、これはある意味では当たり前だと思います。まず第1にA案を申請しておられるのだから、A案がいいですとおっしゃるのは当たり前だし、次に、D案は、これはある種の政策的配慮をしているわけですから、事業者さんのお立場から出てくる話でないのはある意味では当然のことです。査定当局だからこういう考え方が出るというだけのことですので、事業者さんの立場にないのは私もよく理解できるところでございます。だから、これはもう一回よく頭を冷やして検討いたしましょう。

それから、その次の、例の2分の1問題ですが、これは恐らくよくわからないけれども、実測するということは多分できないか、仮にできたとしてもコスト倒れする話だろうと思いますので、今回は関電さんがいろいろご尽力をいただいて、2分の1という値でもそうおかしくはあるまいというところまでは言えた感じがいたします。今回の委員会の全体の空気といたしましても、2分の1は、それはそれでよろしいのではないかということであったろうと思います。

それから、最後の見直し時期ですが、これはやはり基本は定時の見直しであろうということでしたが、さらに、大きな電源ができたり落ちたりした場合はどうするのだというようなこともありましたので、定時プラス何らかの随時見直しというような可能性があるかどうかについてももう一回検討したいと存じます。ただ、これは制度の問題なので、僕らがここで決めてしまうようなことではないような気がするんです。ですから、一種の提案というか、建議というか、そういう形で書く筋合いのものかなと思っていますが、その点についてももう一回検討したいと思います。

それから、ちょっと戻りますが、第2の口の割引地域の問題ですが、これもどなたかからご指摘をいただいたし、これまでもあった話ですが、ある種の既得権という言い方はよくないのだけれども、既存電源についてしばらくの間は面倒をみるというのであっても、いままでもずっと続くというのはいけないと。これは事業者さんからも出たし、松村先生からもご指摘はいただいたので、この点どういうふうにか考えるのかということも引き続き検討しなければいけないと思います。

私の総括は以上なのですが、何か多分忘れていることがあるだろうと思うので、何かあったらちょっとご指摘いただけませんか。——では、一通りそういうことで総括をさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。予定の時間がほぼまいました。

さて、需要地近接性評価割引については、前々回に続き、本日もさまざまなご議論をいただきました。本当に皆様ありがとうございました。相当いろいろなことがクリアになってきたと思います。これまで出された論点を含め、今後は個別審査等を中心に本会合の委員で議論し、査定方針案のとりまとめを受けて決定をしてみたいと思います。

最後に、資源エネルギー庁電力市場整備室、小川室長より、今回の託送供給等約款の認可申請に係る意見募集の結果についてご報告をいただきたいと存じます。

○小川室長　それでは、お手元資料7をごらんください。

2週間前にこの場でもご報告しましたが、9月1日から10月30日まで意見募集を実施しました。2週間前の時点では、残り1週間で5件とご報告したのですが、その後たくさんの意見提出をいただきまして、延べ153件いただいております。

その内容は2ページ目以降の別紙にまとめておりますけれども、大きく分けると、本日も議論がありました託送料金制度のそもそものあり方、定期的な見直しの必要性や地産地消を促進する制度にしてほしいといったようなこと。それから、料金審査の進め方。さらには、まさに需要地近接性割引など、さまざまなご意見をいただいております。また、加えて各社の申請されております約款そのものに対するご質問もいただいているところで、まだちょっと現時点で全体を整理し切れていないのですけれども、これらについて委員会のほうにお示しするところをきちんと資源エネルギー庁のほうで整理して、事務局にもお示ししていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。いただいた意見を審議の参考にさせていただくのは当然のことでございます。電力各社さんにご回答をいただかなければならないと思う事項もあると思っておりますので、まことにご多用のところ恐縮でございますが、またご教授、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうからご連絡を。

○都築NW事業監視課長 次回の会合でございますが、来週金曜日、11月13日15時より開催をいたします。詳細は別途ホームページにてご案内を申し上げます。

以上です。

○安念座長 それでは、これをもちまして第8回会合を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

——了——